

相続税・贈与税・土地住宅税制等の注目すべき

平成 29 年度改正点 5

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(1) 雇用確保要件の見直し

従業員の少ない小規模事業者に配慮し、納税猶予が取り消されてしまう事由になる雇用確保要件である維持すべき従業員数の計算〔相続開始時又は贈与時の従業員数×80%〕において、1人に満たない端数を切り捨てることとされました。

相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を掛けて計算した数に1人に満たない端数があるときは、これを切り捨てることとされました。改正前はこの端数処理は、切り上げでした。ただし、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員が1人の場合には、1人となります。

雇用確保要件の見直し

改正前	改正後
5人→4人 ○	5人→4人 ○
4人→3人 ×	4人→3人 ○
3人→2人 ×	3人→2人 ○
2人→1人 ×	2人→1人 ○
1人→0人 ×	1人→0人 ×

(2) 相続時精算課税制度との併用を可能に

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用が可能となりました。ただし、親族外承継の場合には相続時精算課税制度の適用はありませんので、ご注意ください。

(3) 適用時期

上記の改正は、平成29年1月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

注：平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日）によれば、上記雇用要件の見直しをさらに緩和し、雇用確保要件である80%を撤廃するとされている。